

## 【募集要綱】

### 中津市農業委員及び農地利用最適化推進委員

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の規定に基づき、令和8年7月19日をもって任期満了となる農業委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法に基づく所有権移転等に関する許可業務</li> <li>・農地利用最適化の推進に関する業務</li> <li>・農業者年金や広報活動等の業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の利用の最適化（担い手への農地利用集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進業務</li> </ul>
任期	令和8年7月20日から 令和11年7月19日までの 3年間	委嘱の日から 令和11年7月19日まで
身分及び報酬	中津市特別職の非常勤職員 月額 33,500円	中津市特別職の非常勤職員 月額 25,000円
募集人数	15名（区域設定なし） 15名のうち認定農業者等8名以上	23名（7区域） 「(別表1)中津市農地利用最適化推進委員区域設定一覧表」参照
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができるもの。	農地等の利用の最適化の推進（農地の利用集積、耕作放棄地の発生防止など）に熱意と識見を有し、担当する区域における現場活動ができるもの。
資格要件	農業委員の任命を予定する日において次の各号のいずれにも該当する者とする。 ①市内に住所を有する者。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。 ②農業委員会等に関する法律第8条第4項各号に該当しない者	
推薦・応募方法	下記の〔提出書類〕に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出してください。 <b>【提出期間・時間】</b> 令和8年3月10日(火)から令和8年4月9日(木)【土、日、祝日は除く】 午前8時30分から午後5時15分まで ＊郵送の場合は4月9日(木)の消印有効とします。 <b>【提出場所】</b> ・中津市農業委員会事務局（中津市役所3階） ・各支所農林水産係	
	〔提出書類〕 ①提出書類チェック表 ②推薦申込書・応募申込書 ＊推薦は「3名以上の個人による推薦」または「法人(団体)による推薦」とします。 （別添「推薦申込書」参照） ③推薦を受ける者又は応募者の住民票 （本籍地が記載され、発行後3ヶ月以内のもの）	〔提出書類〕 ①提出書類チェック表 ②推薦申込書・応募申込書 ＊推薦は「3名以上の個人による推薦」または「法人(団体)による推薦」とします。 （別添「推薦申込書」参照） ③推薦を受ける者又は応募者の住民票 （本籍地が記載され、発行後3ヶ月以内のもの）
	＊①「提出書類チェック表」及び②「推薦申込書・応募申込書」は、農業委員会事務局・各支所農林水産係で配布しているほか、中津市ホームページからもダウンロードできます。	

<p>推薦・応募状況の公表</p>	<p>推薦・応募受付期間の中間及び期間終了後に中津市ホームページにて公表します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 推薦者（個人の場合）の氏名、職業、年齢、性別</li> <li>(2) 推薦者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格・要件</li> <li>(3) 推薦を受けた者（又は応募者）の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等に該当するか否か</li> <li>(4) 推薦（又は応募）の理由</li> <li>(5) 推薦（又は応募）した区域【*農地利用最適化推進委員のみ】</li> <li>(6) 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方への推薦又は応募があるか否かの別</li> <li>(7) 推薦を受けた者及び応募者の数</li> <li>(8) 推薦を受けた者及び応募者のうち、認定農業者等の数</li> </ul>	
<p>選考方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農業委員選考委員会を開催し、提出された書類をもとに書類選考いたします。</li> <li>(2) 選考された候補者については、令和8年6月議会において同意を得た後に令和8年7月20日付けで農業委員に任命されます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受付終了後に候補者の審査を行い、農業委員会で選出し、委嘱します。</li> </ul>

(別表1)

### 中津市農地利用最適化推進委員区域設定一覧表

区域名	人数	担当する区域
第1地区	3人	中津市自1番地・至2653番地、中津市大字角木、同大塚、同蛸瀬、中津市字小祝、同小祝新町、中津市大字上宮永、同下宮永、同島田、同中殿、中津市丸山町、同中央町、同豊田町、同島田本町、同宮島町、同天神町、同蛭子町、同東本町、中殿町、中津市大字牛神、同一ツ松、同宮夫、同金手、同東浜、同大新田、中津市牛神町、同沖代町の区域
第2地区	3人	中津市大字相原、同永添、同湯屋、同万田、同高瀬、同大貞、同中原、同加来、同上池永、同大悟法、同福島、同伊藤田、同北原、同犬丸の一部の区域
第3地区	3人	中津市大字上如水、同是則、同合馬、同全徳、同下池永、同定留、同諸田、同田尻、同今津、同赤迫、同鍋島、同植野、同野依、同犬丸（一部を除く）の区域
第4地区	4人	三光の区域
第5地区	3人	本耶馬溪町の区域
第6地区	4人	耶馬溪町の区域
第7地区	3人	山国町の区域